

議案第1号

目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 目黒区個人番号の利用に関する条例（平成27年9月目黒区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

4 区長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を現に受けている者又は生活に困窮する外国人に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの
5 区長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの

第2条 目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第3条第3項中「前項」を「前項本文」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

実施機関	事務
1 区長	目黒区児童育成手当条例（昭和46年10月目黒区条例第2

	1号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 区長	目黒区心身障害者福祉手当条例(昭和49年10月目黒区条例第37号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 区長	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月目黒区条例第41号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 区長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を現に受けている者又は生活に困窮する外国人に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの
6 区長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給者に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの
7 区長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給の対象となるサービスに係る利用者負担額又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学に必要な援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(説明) 個人番号を利用することができる事務を追加するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区個人番号の利用に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第1条による改正案		現 行 条 例	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
実施機関	事務	実施機関	事務
（現行に同じ。）		（ 省 略 ）	
4 区長	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を現に受けている者又は生活に困窮する外国人に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
5 区長	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの</u>		

2 目黒区個人番号の利用に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第2条による改正案	第1条による改正後の条例
（個人番号の利用範囲）	（個人番号の利用範囲）

第3条 (省略)

2 実施機関は、個人番号利用事務で規則で定めるものを処理するために必要な限度で、当該個人番号利用事務以外の個人番号利用事務につき自らが保有する特定個人情報で規則で定めるものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報が記載された書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表

(省略)

第3条 (省略)

2 実施機関は、個人番号利用事務で規則で定めるものを処理するために必要な限度で、当該個人番号利用事務以外の個人番号利用事務につき自らが保有する特定個人情報で規則で定めるものを利用することができる。

3 前項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報が記載された書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表

(資料別表のとおり。)

資料別表

実施機関	事務
1 区長	目黒区児童育成手当条例（昭和46年10月目黒区条例第21号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 区長	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月目黒区条例第41号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 区長	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年12月目黒区条例第64号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を現に受けている者又は生活に困窮する外国人に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの
5 区長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの